

令和2年度 あさぎり町議会第12回会議会議録（第23号）						
招集年月日	令和3年2月18日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年2月18日 午前10時18分			議長	徳永正道
	散会	令和3年2月18日 午前11時09分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	△
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	10番 皆越てる子 11番 小見田和行					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	農林振興課長	万江幸一朗	○
	企画財政課長	船津宏	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉課長	山内悟	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第22号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第70号 あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第71号 ふれあい福祉センター改修工事請負変更契約の締結について
日程第 4 議案第72号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第17号）について
日程第 5 議案第73号 あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第70号 あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第71号 ふれあい福祉センター改修工事請負変更契約の締結について
日程第 4 議案第72号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第17号）について
日程第 5 議案第73号 あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
-

午前10時18分 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和2年度あさぎり町議会第12回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって10番皆越てる子議員、11番小見田和行議員を指名します。

日程第2 議案第70号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第70号、あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第70号、あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。町における事務及び事業の運営が簡素かつ効率的であるために、地方自治法第158条第1項に規定する内部組織の設置及びその分掌する事務を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。テレワークWeb会議などの普及により都市部への一極集中から地方へと人の流れが変わります。さまざまな専門知識やノウハウ、経験を有する人材との交流を行い、あさぎり町内の資源や人材の潜在的な可能性を顕在化させ、地域の付加価値を高め、国の支援策を活用し稼ぐ仕組みをつくり出すことが重要です。企画政策課ではデジタル化とローカル5Gやふるさと納税など新しい時代の流れをあさぎり町の力にして稼ぐ仕組みをつくり出し、財政課では健全な財政運営と財政の見える化を図り、個別施設計画を確実に実行し、次世代に負担をかけない財政運営を図ります。総務課では従来の業務とあわせて地域防災計画を作成し、町民の生命身体財産を守り、安心安全なまちづくりを行います。詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。それでは議案第70号について御説明を申し上げます。今回の可能再編につきましては、令和3年4月1日から企画財政課が分掌する企画に関する事務と財政に関する事務を分離し、企画に関する事務を分掌する課として企画政策課を、財政に関する事務を分掌する課として財政課を新設いたします。あわせて、総務課が分掌する財産に関する事務を新設する財政課に分掌させることとして、あさぎり町課設置条例の一部を改正し、そして分掌事務に係る附属機関の庶務を再編後の課に改めるため関係条例の一部を改正するものでございます。各条例の改正内容につきましては、新旧対照表によりそれぞれ御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。まず地方自治法に基づき本庁の内部組織である課の設置及びその分掌する事務を定めるあさぎり町課設置条例の一部改正でございます。第1条課の設置において、第2号企画財政課を改正後案にしております第2号企画財政課、第3号財政課に改め、第2条課の分掌事務において、企画財政課の分掌事務である重要な企画及び調整に関すること及び次のページをお願いいたします。地域振興に関することは企画政策課の分掌事務とし、財政及び財務に関すること、行財政改革の推進に関すること及び事務事業の評価に関することと、総務課の分掌事務行政一般に関することの1事務である財産に関することを財政課の分掌事務とするものでございます。次のページをお願いいたします。6ページでございます。次に財政に関する附属機関として設置し、企画財政課が現在処理しておりますあさぎり町補助金等審議会の庶務を財政課に改め、次のページをお願いいたします。財産に関する附属機関として設置し、総務課が処理しておりますあさぎり町公有財産利活用審議会の庶務を財政課に改め、次8ページをお願いいたします。企画に関する附属機関として設置し、企画財政課が処理しておりますあさぎり町シンボル等設置委員会の庶務を企画政策課に改め、9ページをお願いいたします。財産に関する附属機関として設置し、総務課が現在処理しておりますあさぎり町指定管理候補者選定委員会の庶務を財政課に改め、10ページでございます。企画に関する附属機関として設置し、企画財政課が処理しておりますあさぎり町まちづくり審議会の庶務を企画政策課に改め、11ページ。企画に関する附属機関として、企画財政課が現在処理しております。あさぎり町地域公共交通会議の庶務は企画政策課に改めるものでございます。2ページにお戻りください。失礼いたしました。3ページでございます。附則でございます。この一部改正条例につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 反対の立場から討論を行います。今回の課設置条例の改正等につきましては、行政の執行体制整備としての面から考えますと、私ども議会のほうからむやみに意義を唱えることにつきましては私自身は余り好ましいものとは考えており、好ましいものとは考えておりません。しかしながら、本案につきましてはその点を考慮いたしましても、これから述べます以下の点から、反対をせざるをえないというふうに考えております。まず、提案理由の柱の一つとして、合併特例債発行期限のこの3年間で、公共施設個別計画の実施を集中して行う。そういった旨の説明を聞いております。しかし、個別計画につきましては、案の説明は行われておりますが、現在、まだ特別委員会において審議中でありまして、計画案の裏づけとなるべき財政面につきましては、長期計画どころかその概略の見込みさえも示されておられません。財政問題は施設個別計画を実施しながら、改めて精査をしていくというような説明ではありますが、私にはその説明は到底理解できません。計画は精査する前の段階で財政面のきちんと見込みを立てるべきであります。財政的裏づけの明確の説明もないまま、合併特例債の期限だけを理由にした見切り発車的な計画の実

施は許されるべきものではないというふうに思い、また、そのため今回のような組織改編、課の再編も当然行うべきではありません。企画部門と財政部門の分離の必要性を一つの理由として賛成をされるというような考えもあるようですが、改編後の財政課において集中的に個別計画の推進を図るということは、事業推進部分と財政部門の分離という課題の解決。それと相反するものでありまして全く矛盾するものであります。そもそもこの部門の分離を目的とするのであれば、財政部門を総務課に置くなどの方法で可能であり、2課を3課に増やすという行革の流れに逆行するような本案については、合理的な理由説明にはなっておりません。合併特例としての財政優遇措置終了を迎えるこれからの本町の将来にとって、非常に重要な意味を持つことになる次期行財政改革プランの策定も今年度末の完了予定が大幅に遅延をしている上、全体的な人員配置も明確に示されていないこの時期に、あえて部分的に組織再編を実施する意味は見出せておりません。そして何よりも、コロナ禍と豪雨災害への対応を最優先としてしなければならないこの時期、特にこれからの年度をまたいでの数カ月から半年程度は、恐らく住民の皆さんが今最も求めているだろう新型コロナウイルスワクチン接種への早急かつ円滑な実施に向けて役場庁内一丸となった取り組みが必要であり、そのための体制強化などに集中すべき時であります。また災害後の災害復旧事業等につきましても、これからますます繁忙を極める時期を迎えます。そのようなこのタイミングでの不要不急と言える本案の提案については、明確に反対すべきものと考え、以上をもって反対討論といたします。

◎議長（徳永 正道君） 反対討論が出ました。賛成討論ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。私はですね今回の企画財政課が企画政策課と財政課ということになるに当たってですね、企画課はいろんな発想を持って、いろんな職員さんたちが考え方を持ってやっていくことが本当だと思います。財政課は財政課ですね、今回財政課という形でちゃんとしたあのあれに基づいてやるということが本当でありますので、私はこれに対して賛成したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 反対討論ございませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。私は課の設置条例について反対の立場で言わせてもらいます。あさぎり町が合併して今18年になるわけですが、今の総務課を主とした体制で何ら問題もなく業務に当たっていると私は思います。まちづくり、町の活性は、職員の発想そして知恵だし、連携、そして協力だと思います。今回提案されている財政課の設置は、先ほど1番議員も言いましたが、合併特例債を利用するための課設置だと、の目的に思え、財政課設置については反対させていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 賛成討論ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 私は、この課設置条例に対しまして賛成の意見を持っております。それはですね、こういう行政運営の中でどんな形が1番機能的によいのか、それをこれまであさぎり町が合併してからいろんな方策を練って進めてこられたとは思いますが、公共施設の総合管理計画個別計画などですね、議員も同僚議員も御存じのとおりなかなか進んでいない状況が明らかになっております。そういう中で、財務財政と町の総合企画するそういう課がですね別々にきちんと考えを持って設置され、町の行革を推進していくということは、現在の行革、地方自治体の行財政改革に逆行しているとは思えません。18年目のですね合併を迎えた今だからこそできる進化の設置でありこれを私は進めるべきだと思います。

◎議長（徳永 正道君） 反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第71号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第71号、ふれあい福祉センター改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第71号、ふれあい福祉センター改修工事請負変更契約の締結について提案いたします。ふれあい福祉センター改修工事請負契約について、次のとおり請負変更契約を締結することとする。提案理由を申し上げます。令和2年6月12日の令和2年度あさぎり町議会第3回会議において議決されたふれあい福祉センター改修工事請負契約について、請負変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、ふれあい福祉センター改修工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。1 工事名、ふれあい福祉センター改修工事。2、工事内容、建築工事（改修、増築、外構解体、機械設備工事、電気設備工事）3、工事場所、球磨郡あさぎり町岡原北地内、4、契約金額、変更前3億5,200万円。変更後3億6,664万4,357円。今回変更による増額1,464万4,357円。5、契約の相手方、熊本県人吉市西間上町2,479の1丸昭、勇建設工事共同企業体、代表者丸昭建設株式会社代表取締役 松村陽一郎。今回の変更契約につきましては、主にイートスペース部分及び社協事務所部分の床の改修において、床下の束での調整ができなかったため、床組みを全面改修したこと。また、大雨時において雨漏りがあったため詳細を調査したところ、防水シートが劣化しており改修したこと。また、ホールエントランス部分の床について耐久性等を考慮し、硬質フロアタイルに変更したことや電気設備の追加などが主な変更内容となります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これからこれで討論を終わります。これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第72号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第17号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第72号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第17号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第17号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,031万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8,630万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第17号について説明をいたします。2ページをお願いいたします。朗読させていただきます。第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2表繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。債務負担行為の補正、第3表債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正による。地方債の補正、第4表地方債の変更は、第4表地方債補正による。今回の補正は主に新型コロナウイルス感染症対策として第3弾となる生活応援券事業と、7月豪雨に関する農地災害復旧事業並びに国の補正予算に伴う道路改良事業の一部前倒し分などについて計上するものです。次に5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。今回は10件の追加と1件の変更となっております。このうち追加の番号1が企画財政課分で、款2総務費項1総務管理費、生活応援給付金給付事業については後に説明いたしますが、5月までに交付をし、年度内で事業が完了しないことから繰り越すものです。他につきましては後ほど説明があります。次に6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。追加が1件となります。次に7ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。変更が3件で限度額をそれぞれ変更し、合計を5億2,830万円に変更するものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。次に10ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入です。最上段の枠で、目1地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として普通交付税で調整するものです。下から2番目の枠で1番上の欄、目1総務費国庫補助金、節5地方創生臨時交付金は、国の第三次補正によるあさぎり町への配分額1億9,134万8,000円のうち今回補正する分について計上しております。次に12ページをお願いいたします。歳出です。上の枠の最上段の欄、目7企画振興費の節18負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行継続支援負担金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動自粛要請等により、運営に大きな影響を受けたくま川鉄道に対する支援金です。球磨人吉全市町村で負担割に応じて支援するものです。財源として新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。下の欄、目23生活応援券給付金給付事業費です。これは繰越事業で繰越明許費補正として先ほど計上しておる部分です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使いまして、新年度生活応援券として第3弾の生活応援券の給付事業を行います。今回は町民一律5,000円に加え、進学進級を迎える18歳以下の町民の方には5,000円を上乗せして1人1万円の給付を予定しております。節1報酬から節8旅費までは、会計年度任用職員雇用分の経費を計上しております。節10需用費は、生活応援券と使用する封筒などの印刷製本費、節11役務費は、郵送料や口座振替手数料、節13使用料及び賃借料はパソコンや電話、電算機器の使用料です。節18負担金補助及び交付金は生活応援給付金の給付金となります。企画財政課分は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正で、番号1のふれあい福祉センター指定管理業務につきましては、公の施設でありますふれあい福祉センターの管理業務について指定管理者制度を導入し、施設の維持管理を行うものです。令和3年度の1年間とし、限度額を1,469万円としています。次に、歳入10ページをお願いいたします。最下段の枠で、目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金につきましては、歳出で説明します保育園などに対する感染拡大防止のための衛生用品や備品などの購入経費に対する補助金で、補助率10分の10として受け入れるものです。次に、歳出12ページをお願いいたします。下の枠で、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の新型コ

コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金につきましては、国の第三次補正予算分で、四つの保育園と二つの認定こども園、四つの学童クラブに対する感染拡大防止のための衛生用品や備品購入に対する補助金です。備品購入の主なものは、空気清浄機や顔認証検温装置などとなっています。補助率は県からの間接補助で10分の10となります。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。はい。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、それでは農林振興課所管分についての御説明を申し上げます。5ページになります。第2表繰越明許費になります。番号2、事業名もみじ館トイレ改修事業につきましては、昨年12月の補正で予算を計上させていただいております。令和2年7月豪雨等により、建設業の受注の状況など大変厳しい状況になっておりまして、災害の復旧を最優先に考えなければならないことなどから繰り越しをお願いするものでございます。また、下田区の番号1、農地等災害復旧事業についても、昨年12月に繰り越しをさせていただいておりますが、今回の補正に伴い、額に変更が生じるため計上をしております。10ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目の目1農林水産事業費分担金になりますが、今回の災害復旧事業の増額によりまして、農地分の受益者分担金の増額になります。次の枠目7災害復旧事業費補助金につきましても、事業費の増額による国庫補助金の増額ということになります。11ページをお願いいたします。目9災害復旧債になりますが、国庫補助金等の増額により借り入れる起債額の減額分ということになります。続きまして14ページをお願いいたします。歳出になります。目1農地等災害復旧費について、まず節12委託料につきましては、実施設計に係る委託料、その下の節14工事請負費につきましては、査定レベルでの工事請負費における追加分それぞれを計上させていただいているところです。また、上の節3職員手当につきましては、工事発注事務など煩雑となることから計上をさせていただいております。また、次の目2林業施設災害復旧費の節3時間外手当においても現在発注手続を行っておりますが、事務が煩雑となっていることから計上をお願いするものでございます。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分について説明いたします。5ページをお願いいたします。上の枠の番号3から6までの款7土木費、項2道路橋梁費で、舗装補修事業は、並木線、堂の下線、吉井二子線、須恵中央線の4路線、自転車道整備事業は、免田川左岸ふれあい通り線の工事関係と法面対策事業は、立野線の測量設計、通学路整備事業は下里永峰線の測量設計で、この後歳出で工事並び委託の補正をお願いしておりますが、年度内の竣工が見込めないために繰越明許費補正をお願いするものです。続いて10ページをお願いいたします。歳出となります。上から3番目の枠の目5土木費国庫補助金、節2道路橋梁費補助金は、舗装補修事業の4路線、自転車道整備の1路線の工事と法面改良事業の1路線、通学路整備の1路線の測量設計にかかる道路改良費補助金の増額をお願いするものです。11ページをお願いいたします。1番目の枠の目4土木債、節1道路橋梁債につきましても、国庫補助金で説明いたしました舗装補修工事4路線、自転車道整備工事1路線、法面改良の測量設計1路線と通学路整備の測量設計1路線に充てるものです。13ページをお願いいたします。歳出です。1番目の枠の目2道路維持費、節12委託料の設計委託料は、法面改良工事に係る町道立野線と、通学路整備工事に係る町道下里永峰線の測量設計委託料の増額をお願いするものです。節14工事請負費は、舗装補修工事で、町道並木線、堂の下線、吉井二子線、須恵中央線の4路線と自転車道整備工事の免田川左岸ふれあい通り線の増額をお願いするものです。以上で建設課所管の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●**教育課長（出田 茂君）** 教育課所管分につきまして御説明申し上げます。5ページです。第2表繰越明許費補正、追加番号7号小学校保健特別対策事業と8号の中学校保健特別対策事業です。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国の第三次補正予算を受けて感染症予防策といたしてマスクや消毒液等の消耗品や大型気化式冷風機の各小学校への購入を今回の補正で計上をしております。しかし、年度内に購入が困難と判断し繰り越すものでございます。9号の公民分館等施設整備費補助金は、寺池公民分館新築工事に係る補助金になります。これにつきましても、今回補正でまた増額での計上をしております。年度内に工事が完了しない見込みということでございますので繰り越すものでございます。10号の深田、旧深田保健センター解体事業は、新たにアスベスト処理が必要な箇所が見つかったため年度内に工事が完了しないということで繰り越すものでございます。次に7ページをお願いいたします。第4表詳細補正変更2号になります。社会教育施設整備事業は実績見込みにより補正前限度額から180万円増額し、補正後限度額を2億2,540万円とするものでございます。次に10ページをお願いいたします。歳入です。3枠4段目です。目8教育費国庫補助金節3学校保健特別対策事業補助金は、国の第三次補正予算感染症対策の学校教育活動継続支援事業でございます。学校における感染症対策、教職員の研修支援、児童生徒の学びの保障をする体制の整備を促進する消耗品や備品の購入が対象となっております。補助対象経費は補助対象は経費の2分の1となっております。町負担分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金により充当をいたします。11ページです。目6目6教育債、節2社会教育施設整備事業債の内訳は、公民分館施設整備費補助事業といたしまして40万円の減額と旧深田線深田保健センター解体事業220万円の増額によるものでございます。旧公民分館の取り壊しにつきましては、起債対象と見込んでおりましたが、起債対象外となったための減額となります。13ページをお願いいたします。歳出です。2枠目です。項2小学校費、目1学校管理費は、国の新型コロナウイルス対策第三次補正予算での学校教育活動継続支援事業による感染予防対策として、各小学校へマスク手指消毒液等の消耗品と大型気化式冷風機を購入するための消耗品費と一般備品購入費を計上しております。また、来年度深田小学校に自閉症、情緒障害児のための特別支援学級が設置されることとなります。このために一つの教室を二つに区切るカーテンの設置のための公有財産購入費と自閉症の特性に合った空間を確保するために布製パーテーションやホワイトボード等の備品購入を計上しております。3枠目です。項3中学校費、目1学校管理費、節17備品購入費は、小学校費と同様に、新型コロナウイルス対策といたしまして、中学校へ大型気化式冷風機を購入するために計上するものでございます。4枠目です。目2公民館費、節14工事請負費は、旧深田保健センター解体工事中、新たにアスベスト含有資材が発見されたためこの処分を、処分費を増額するために計上したものでございます。節18負担金補助及び補助金、公民分館等施設整備費補助金は、寺池公民分館新築工事に係る補助金でございます。当時の工事予定は、予定額は7月豪雨災害前の積算で補助申請されておりましたが、契約締結時には、大工賃金、資材等が高騰し、事業費が増となったために補助金を増額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎**議長（徳永 正道君）** 総務課長。

●**総務課長（土肥 克也君）** はい。最後に総務課から給与費明細について御説明いたします。15ページでございます。まず、特別職の給与費の補正は今回はございません。次ページ16ページをお願いいたします。一般職でございます。今回の補正予算では、所管課説明のとおり生活応援給付金給付事業において会計年度任用職員1名の任用、農地等及び農業、林業施設災害復旧費において時間外勤務手当の補正を行っております。その補正の総額、並びに補正後及び補正前の額は、表の各欄に示すとおりでございます。17ページをお願いいたします。今回の時間外勤務手当の増額は、業務量の見込みによることから事由はその他に区分するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 企画財政課にお尋ねです。12ページのですね生活応援券給付事業ですけど、18歳以下に関しての用途がですね新学期に備えるということだったんですけど、それに対して2,550万ですね。この考え方の中でですね、これが5月にしか使われ、5月からしか使えないということで、現金を給付するっていう考え方はでなかったのか、そこをお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。これは生活給付金の目的は、収入が減少したそれぞれの御家庭を支援するのが一つの目的、もう一つはやはり売上げが減少しましたあさぎり町内の商店の売上げを応援するためという二つの目的がありましたので、それ以外の使用が可能となるような現金ではなく生活給付金のほうを選択したわけです。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第73号、あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第73号あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について提案いたします。あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者を別紙のとおり指定することとする。提案理由を申し上げます。指定管理による施設運営とするため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、議案第73号につきまして説明を申し上げます。施設の名称、あさぎり町ふれあい福祉センター、指定管理者、所在地あさぎり町上北1,874番地。名称社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとするものです。ふれあい福祉センターにつきましては、地域福祉の拠点として、また地域交流の場としてあさぎり町社会福祉協議会に維持管理をお願いするものであります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第12回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前11時09分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月1日

議長 徳永 正道

署名議員 皆 越 てる子

署名議員 小見田 和 行